

平成 29 年度健康ちば地域・職域連携推進協議会作業部会運営要綱（案）

（目的）

第 1 条 この要綱は健康ちば地域・職域連携推進協議会作業部会の運営に関して必要な事項を定める。

（協議事項）

第 2 条 健康ちば地域・職域連携推進協議会作業部会は、健康ちば 21（第 2 次）の実績評価及び取組方針に関する事項を協議する。

（組織）

第 3 条 健康ちば地域・職域連携推進協議会作業部会委員は、別表に掲げる区分に定める者とする。

2 健康ちば地域・職域連携推進協議会作業部会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、健康ちば地域・職域連携推進協議会作業部会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第 4 条 会議は必要に応じて県が招集し、委員長が議長となる。

2 県が必要と認めたときは、関係者に出席を求めることができる。

（庶務）

第 5 条 健康ちば地域・職域連携推進協議会作業部会の庶務は、健康づくり支援課が行う。

（その他）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 月 日から施行する。

## 別表

## 健康ちば地域・職域連携推進協議会作業部会委員区分

	区分
1	大学（公衆衛生分野）
2	保健所長会
3	衛生研究所（健康疫学研究室）
4	健康福祉センター 地域保健担当課長会
5	教育庁教育振興部指導課
6	健康福祉部高齢者福祉課
7	健康福祉部健康づくり支援課（食と歯・口腔健康班）